

**みなかみ森林資源循環・木質バイオマスエネルギー活用の
促進プロジェクト委託業者募集要項**

1 競技名

みなかみ森林資源循環・木質バイオマスエネルギー活用の促進プロジェクト委託業者選定

2 競技の概要

(1) 目的

本業務は、公益財団法人日本環境協会が公募した「平成27年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業のうちグリーンプラン・パートナーシップ事業）」の趣旨を踏まえ、石油由来の燃料を木質バイオマス燃料に転換し、エネルギーの地産池消、森林保全のしくみの構築を図り、町内一体となった低炭素の地域づくりを進めるために、木材の搬出から利用までの一貫したしくみを検討し、温浴施設・公共施設・農業施設等に木質バイオマスボイラを設置する事業計画の作成を委託する事業者を選定する。

(2) 予算上限額

9,504,000円（税抜き8,800,000円）

3 受注者決定方式

公募型企画提案（プロポーザル）方式による。なお、この公募型企画提案（プロポーザル）方式により、優先交渉権者を決定し、必要な協議が整った場合に、その者と随意契約により契約を締結する。

4 公募条件等

(1) 応募資格

応募する事業者の資格要件は次のとおりとする。

ア 法人格を有し、本委託事業を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有している者であること。

イ 過去に完了した業務において、官公庁の実施する木材の搬出から木質バイオマスボイラ等による利用までの一貫したしくみを構築する事業、地域が主体となった再生可能エネルギー利用を推進する事業について、企画・提案、調査、設計等の履行実績を有する者であること。

ウ みなかみ町の平成26・27年度入札参加有資格業者名簿に登録されている者であること。

(2) 応募制限

次のいずれかに該当する者は、応募事業者になることはできない。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本町における競争入札の参加資格を制限されている者。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立てが行われ、この手続が終了していない者。
- ウ 法人又はその代表者が、国税又は地方税を滞納している者。

(3) 応募資格の基準日

応募資格の基準日は、別に定める参加表明書の受付日とし、応募資格確認後から審査結果の決定日までに応募事業者の備えるべき要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。

(4) 応募に関する留意事項

応募事業者は、次の各号にあげる内容について留意すること。

- ア 応募事業者は、参加表明書の提出をもって募集要項等の記載内容を承諾した者と見なす。
- イ 応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とする。
- ウ 応募に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨単位は円とする。
- エ 応募事業者から募集要項に基づき提出される応募書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属する。ただし、町は必要があるときは応募書類の内容を無償で使用することができるものとする。
- オ 提出された書類については、提出期間内に限り補正することができるが、理由のいかんにかかわらず返却はしない。
- カ 町が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、町の承諾を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。
- キ 参加表明書提出日から受注者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当する応募は、無効とする。
 - ① 応募事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合
 - ② 同一事項に対し、2通り以上の書類が提出された場合
 - ③ 虚偽の内容が記載されている場合
 - ④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ⑤ 著しく信義に反する行為があった場合

(5) その他

- ア 町が提示する資料及び回答書は、本募集要項等と一体のものとして、同等の効力を有する者とする。
- イ 本募集要項等に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、応募事業者に通知する。
- ウ 町が行う指示に従わないとき、その他受注者による業務を継続することが適当でないと認めるときは、決定の取り消しを行うことがある。
- エ 決定の取り消しや受注者の責による施設の損傷など、町に損害を与えた場合は、これにより生じた損害賠償を請求することができる。

5 公募のスケジュール等

公募のスケジュールは、次のとおりとする。ただし、受付等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を行わない。また、本公募に際して説明会等は実施しない。

| | |
|-------------------|------------------------------------|
| 募集要項等の公表 | 平成27年 9月18日 |
| 募集要項等に関する質問の受付 | 平成27年 9月18日 ～ 平成27年10月 2日 |
| 募集要項等に関する質問に対する回答 | 平成27年10月 2日 |
| 参加表明書及び提案書類等の受付 | 平成27年 9月18日 ～ 平成27年10月 5日午後5時まで |
| 審査の実施 | 平成27年10月上旬～中旬を予定 |
| 審査結果の通知 | 平成27年10月中旬を予定 |
| 受注者の決定 | 平成27年10月中旬以降を予定 |

6 提出書類の配布期間及び配布場所

平成27年 9月18日～平成27年10月 2日までの間において、みなかみ町ホームページからダウンロード可能とする。

7 募集要項等に関する質問の受付・回答

本募集要項の内容に関する質問は、応募を予定する事業者が行うものとし、別に定める指定様式を利用し、Eメール送信する方法により受け付ける。また質問の回答については、全ての応募事業者にEメールにより配信する。

総合政策課代表Eメールアドレス：office-sousei@town.minakami.gunma.jp

8 提出書類の受付

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）

イ 履行実績申出書（様式2）

前記4（1）応募資格要件である履行実績について、その業務名称、業務概要及び履行期間等を記載したもの

ウ 企画・提案書類（表紙（様式3）及び企画・提案書）

下記の企画・提案項目に基づき作成する。様式は自由とする。

エ 見積書（様式4）

見積金額の内訳について、別途、貴社様式により作成し、積算根拠がわかるものを添付すること。

(2) 提出方法

提出期間中に、下記12（3）の指定窓口へ持参すること。また、提出に際しては、ファイリング又は製本テープ等で調製すること。

(3) 提出部数

6部（正1部、副5部）

9 企画・提案項目

別紙の「みなかみ森林資源循環・木質バイオマスエネルギー活用の促進プロジェクト委託業務仕様書」に基づき、次の項目についての提案を作成すること。

| |
|--|
| 1. 業務運営に関する基本方針 |
| 2. 個別業務の企画内容・実証方法 |
| ・森林資源の搬出・運搬体制づくり |
| ・エネルギー需要量の調査 |
| ・木質バイオマス導入可能性調査 |
| ・地域創生につながるビジネスモデルの検討 |
| 3. 作業計画 |
| 4. 業務の実施体制等 |
| ・業務の実施体制 |
| ・同種業務の経験（官公庁の実施する木材の搬出から木質バイオマスボイラ等による利用までの一貫したしくみを構築する事業、地域が主体となった再生可能エネルギー利用を推進する事業） |
| ・組織としての業務執行能力 |
| 5. 業務従事者の経験・能力 |
| ・同種業務の経験及び業務内容に関する専門的知識・適格性 |

10 選定委員会の設置

みなかみ森林資源循環・木質バイオマスエネルギー活用の促進プロジェクト委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、委員会が最優秀提案の選定審査を実施する。

11 審査の方法及び審査結果の通知並びに公表の方法

選定委員会が、提出書類に記載された内容を勘案し、その内容を踏まえ総合的に最も優れた内容を提案した事業者を優先交渉権者として選定する。また、優先交渉権者の次に優れた内容を提案した事業者を次点交渉権者として選定する。なお、審査の結果については、全ての応募事業者に対して通知する。

12 その他

(1) 選定委員、関係町職員との接触禁止

応募を予定する事業者及び提案者は、本件提案の審査が終了するまでの間、選定委員、関係町職員と接触（公募に関する質問等、正当な行為を除く。）を禁じる。

(2) 事業の評価

町は事業実施後、受注者が提供するサービスについて、定期または随時に評価を行い、その結果、業務委託契約書及び仕様書に定められた内容を充足していないことが判明した場合、委託料の減額を行うことができる。

(3) 事務局及び審査書類等の受付窓口

〒379-1393 群馬県利根郡みなかみ町後閑318番地

みなかみ町役場 総合政策課 企画グループ

電話：0278-25-5001（ダイヤルイン）

総合政策課代表Eメールアドレス：office-sousei@town.minakami.gunma.jp